

## 誓約書

1. 動物の本能、習性等を理解するとともに、人の生命、身体、財産に害を加えたり、人に迷惑をかけたりしないよう、飼い主の責任を十分に自覚し、適正飼養・終生飼養に努めること。また飼養予定場所が集合住宅もしくは借家の場合、動物の飼養が承認されていることを規約等の書面で提示できること。
2. 犬については、「狂犬病予防法」に基づき、譲渡決定日から 30 日以内に「犬の登録」を行うとともに、適切な時期に「狂犬病予防注射」を受け、「鑑札」及び「狂犬病予防注射済票」を必ず装着すること。（ただし、犬の所在地が動物の愛護及び管理に関する法律第 39 条の 7 第 1 項及び第 3 項で規定される狂犬病予防法の特例制度に参加する自治体の場合は、鑑札の装着は不要。）また、リードでつなぐ、施設内飼育等、人の生命等に害を加えないようにすることなど「兵庫県動物の愛護及び管理に関する条例」等の関係法令に定められた事項を遵守すること。
3. 猫については、「完全屋内飼育」を行うこと。
4. 譲渡対象動物について所有者が現れ、当該所有者が返還を求めた場合は、速やかに返還すること。
5. 犬・猫については繁殖制限について理解し、不妊・去勢手術を受けさせること。ただし、西宮市動物管理センター（以下「センター」という。）が特に認める場合についてはこの限りではない。
6. 譲渡後の動物が疾病等にかかった場合は、適切な治療を受けさせること。治療等に要した費用については一切、西宮市に請求しないこと。また、体験飼養中の動物が体調不良を呈した場合は、センターに連絡し、その指示を受けること。
7. 譲渡対象動物を使用して、営利等を目的とした行為を行わないこと。
8. センターによる譲渡対象犬猫へのマイクロチップ装着に同意すること。また、譲渡決定時にセンターによるマイクロチップ情報登録代行に同意すること。（登録先：公益社団法人 日本獣医師会（以下「日本獣医師会」という。））
9. やむを得ず飼養が困難となった場合等には、新たな飼い主を責任もって探すこと。また、本誓約書に記載のある者以外へ新たに譲渡する場合は、西宮市「動物の譲渡事業に関する実施要領」に記載する譲渡対象者（裏面参照）の要件（1）及び本誓約書の内容を遵守できる者へマイクロチップ登録証明書とともに譲り渡すこととし、その結果（譲渡した者の住所、氏名、連絡先）をセンターに報告すること。また、譲渡した者に対し、マイクロチップ情報の変更登録義務（有料）について説明すること。
10. センターが譲渡後、6 か月程度を目途に「譲渡動物に関する報告書」をセンターに提出すること。また、センター実施の譲渡事業に関する調査に協力すること。（飼養状況が適正でない場合、譲渡動物を返還してもらう場合があります。）
11. 譲渡対象動物に病気、行動、その他の問題があった場合、あるいはその動物により問題が起きた場合、又はセンターの指示に従わず事故等が起きた場合は、西宮市に対してその責任を一切問わないこと。
12. 譲渡を受けた動物の転出、死亡等により申込事項に変更があった場合は、センターまで届け出を行うこと。また、「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、マイクロチップ情報については日本獣医師会へ変更登録を行うこと。

13. 本誓約内容を遵守していないことが明らかになった際に、センターが体験飼養の中止や譲渡動物の返還を求める場合があることに同意すること。
14. 体験飼養期間においても本誓約書記載事項を遵守すること。
15. その他、センターの指示に従うこと。

西宮市動物管理センター 様

年 月 日

誓約書全項目について、確認、同意しました。

氏名

( 歳)

住所

- 申込者が 65 歳以上又は単身者の場合、申込者に代わる者

年 月 日

誓約書全項目について、確認、同意しました。

氏名

( 歳)

住所

連絡先

### (参考)

#### 動物の譲渡事業に関する実施要領 (抜粋)

##### (譲渡対象者)

譲渡対象者は、次の各号に掲げる要件を満たしている譲渡希望者とする。ただし、センターが特に認める場合はこの限りでない。

- (1) 西宮市内及び近接地に飼養管理ができる者 (未成年者の場合は保護者による申し込みが必要)  
ただし、譲渡希望者が 65 歳以上又は単身者の場合は、譲渡希望者が動物を飼えなくなった場合に備え、65 歳未満の親族等、譲渡希望者に代わる者が当該動物の管理を行う旨を誓約する書類等を提出できること。
- (2) 別に定める誓約書の内容を遵守できる者